

## 省エネ家電買換支援事業 Q&A

### <補助対象者>

Q：1 世帯主以外の世帯員でも申請できますか。

A：1 原則、世帯主に限ります。

Q：2 事前申込時点で市税の滞納があり対象外となったが、市税完納後に再度申込みできますか。

A：2 申込み可能です。

Q：3 事前申込の抽選で落選した場合、次弾の受付期間に申し込むことはできますか。また、抽選に当選したが、事情により期限までに購入できなかった場合、次弾の受付期間に申し込むことはできますか。

A：3 いずれも申込み可能です。再度、受付期間中に事前申込書の提出が必要になります。

Q：4 誤って複数の事前申込みをした場合、どの申込みが採用されますか。

A：4 事前申込期間内の最終の申込みを採用します。ただし、抽選に当選した以降の申込みは対象外となります。

Q：5 住民票及び市税の納付状況について、証明書の提出が必要ですか。

A：5 事前申込書又は申請書を提出する際、市が住民基本台帳及び市税の納付に関する公簿を確認することに同意いただければ、証明書の提出は不要です。ただし、同意いただけない場合は、それぞれの証明書を提出していただきます。

Q：6 市内に住所を有する、市税の滞納がないとはいつの時点ですか。

A：6 事前申込日、交付申請日、及び市が補助金の交付を決定しようとする日のいずれの時点においても条件を満たす必要があります。

Q：7 霧島市に転入する以前に対象家電を購入した場合でも条件を満たせば補助対象となりますか。

A：7 令和6年5月1日以降の対象製品の購入であって、事前申込日、交付申請日、及び市が補助金の交付を決定しようとする日のいずれの時点でも補助対象者の要件を満たしていれば補助対象となります。ただし、抽選に当選する必要があります。

Q：8 抽選の当選後に対象家電を購入し、補助金の交付決定日以前に霧島市外に転出しますが、補助対象となりますか。

A：8 対象となりません。事前申込日、交付申請日、及び市が補助金の交付を決定しようとする日のいずれの時点でも霧島市に住所を有する必要があります。

### <補助対象製品>

Q：9 事前申込した省エネ家電製品が在庫切れとなっているため、他の製品に変更したいが問題ありませんか。また、製品が値上げされている場合、補助金額はどうなりますか。

A：9 対象省エネ家電製品を変更しても問題ありません。購入金額が変わった場合でも、交付内定通知書に記載する「補助限度額」以内の補助金交付となります。

Q：10 自宅以外の別宅（別荘）への設置も対象となりますか。

A：10 なりません。自ら居住する市内の住宅に設置するに限られます。

- Q : 11 照明器具は、電球の買換えも補助対象となりますか。
- A : 11 なりません。統一省エネラベルの対象製品であるLED照明器具と蛍光灯照明器具が対象となります。
- Q : 12 買換えた省エネ家電製品は古い家電製品の設置位置から変えても問題ありませんか。
- A : 12 照明器具と電気便座については、設置場所を変えることは認められません。冷蔵庫、テレビ、エアコンについては、同じ部屋の中であれば古い家電製品の設置位置と変更することは問題なく、電気温水機器については、同一敷地内での設置位置の変更であれば問題ありません。
- Q : 13 リサイクルショップで購入した未使用品も対象となりますか。
- A : 13 対象となりません。新品かつ未使用品を条件としています。リサイクルショップ等で販売される未使用品は、他の小売りに流通した後に仕入れられたものであるため、新品という扱いにはなりません。
- Q : 14 販売店で購入したポイントが付与されましたが、補助対象経費から差し引く必要がありますか。
- A : 14 差し引く必要はありません。ただし、現金値引きやクーポン割引、下取り価格、売却額については補助対象経費から差し引くことになります。
- Q : 15 古い冷蔵庫、テレビ、エアコンを廃品回収業者に引き渡し、又は親族や知人等に売却して買換えましたが対象となりますか。
- A : 15 なりません。市内の店舗等で処分（廃棄・下取り・売却）し、処分したことを証する書類を得ることが必要です。
- Q : 16 古い照明器具、電気温水機器、電気便座の処分を証する書類の提出が必要ですか。
- A : 16 これら3種の家電製品については、取り外し後に他で使用などの汎用性は低いと考えられることから、設置前後の写真の提出をもって古い製品を処分したものとみなします。
- Q : 17 電気便座は、便器と洗浄便座が一体型の場合は対象となりますか。
- A : 17 対象となります。
- Q : 18 市内の複数店舗で対象家電を購入した場合も合算して申請することは可能ですか。
- A : 18 可能です。ただし、申請は1世帯1回限りです。
- Q : 19 補助事業により買換えた省エネ家電製品を処分してはならない期間は何年ですか。
- A : 19 家電製品を購入した日からそれぞれの耐用年数が経過するまでです。テレビの耐用年数は5年、それ以外の製品は6年です。